経費支出手続の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 刀根山高等学校 | 地方自治法施行令第150条第１項第３号及び大阪府財務規則第９条第２項によれば、目節の区分に従って歳入歳出予算を執行することとされているが、「廃棄文書処分委託業務(16,500円）」については、役務費で支出すべきところ、委託料として支出されていた。

|  |  |
| --- | --- |
| 【支出科目（誤）】 | 【支出科目（正）】 |
| （款）教育費（項）高等学校費（目）学校管理費（節）委託料 | （款）教育費（項）高等学校費（目）学校管理費（節）役務費 |

 | 　検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（予算の執行及び事故繰越し）第150条　普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。３　歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。【大阪府財務規則】（歳入歳出予算の款項目節の区分）第９条２　歳出予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記に掲げる歳出予算に係る節の区分のとおりとする。【会計事務の手引】第４章　支出　第９節　節の説明及び事務手続上の留意点11　役務費役務費は、人的サービスの提供に対して支払われる経費です。【節の説明】役務費は、人的サービスを主とするものであり、需用費(修繕料)は、人的サービスをともないますが、何らかの形で部品等を使用しつつ、原状に回復していくものです。なお、運送料、広告料等は、一般的には委託料でなく、この節で処理されることとなります。【会計事務（ＦＡＱ）財務会計（制度）】56　廃棄物の処分にかかる支出科目　（質問）　書類の廃棄処分の契約をするにあたり、処理業者が特殊車輌によりシュレッダー処理し、そのゴミを再生資源ヤード（処理工場）に運搬する場合、支出科目は役務費でよろしいか。　（回答）　役務費で支出します。 |

 | 　検出事項の原因については、本件が人的サービス提供を受けるものであり、役務費で執行すべきとの理解が不足していたことにある。今後の執行に向けて、事務室内において、会計事務の手引や会計事務マニュアルの内容について改めて周知するとともに、複数人でのチェック体制を徹底するなど、適正な事務処理を行うこととした。　なお、令和３年度の文書廃棄処分業務については、役務費で執行している。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年12月14日）